

令和7年度（2025年度） 豊中市内部統制評価報告書

豊中市長長内繁樹は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊中市長長内繁樹は、豊中市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、豊中市においては「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年（2019年）3月総務省公表。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、「豊中市内部統制基本方針」（令和3年（2021年）3月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

豊中市においては、令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を1事案把握したため、本市の財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていないと判断しました。

また、「5 付記事項」に記載のとおり過年度の重大な不備を1事案把握しました。

4 不備の是正に関する事項

上記3に記載の重大な不備の是正に関する事項は次のとおりです。

（1）不適切な契約事務の執行について

令和2年度から令和6年度までの130万円以下の修繕案件を対象として、昨年度実施した契約事務の執行状況調査（以下「全庁調査」といいます。）の結果を受け、内部統制の共通リスクに「見積書徴取の誤り」及び「不適切

な分割発注」を位置付けました。今回の内部統制では、令和7年度を対象に物品購入を含む全契約案件の評価を実施したところ、19件の「見積書徴取の誤り」及び49件の「不適切な分割発注」を把握しました。

不備の発生原因の多くは、当該行為が不適切であるという認識の欠如、契約事務に関するルール周知の不徹底に起因するものでした。

なお、経済的損失や職員と事業者との間で金品等の授受など癒着を疑われる事実は確認されておられません。

全庁調査において不備が判明して以降、契約事務に関するルールの明確化や情報の伝達等の対応策を講じてきましたが、今回の内部統制の評価において、物品購入についても不適切な事案を把握したことから、契約事務全般について、より一層、ルールの周知徹底を図るとともに、令和7年度から取り組んでいる再発防止策を進めてまいります。

5 付記事項

（１）過年度の不適切な契約事務の執行について

令和2年度から令和6年度までに執行した130万円以下の修繕案件で、合理的理由もなく分割発注していた事案と、特定の事業者に見積書のとりまとめを求めていた事案を把握しました。

事案の把握後、豊中市随意契約ガイドラインの改正、見積書徴取に関するルールの明確化、オープンカウンター方式の導入、入札参加資格審査申込（事業者登録）機会の拡大等の再発防止策を講じているところです。

令和8年度においては、重大な不備を含め、評価において把握した不備事案及び再発防止策について全庁的に情報を共有して注意喚起を行い、リスク発生の未然防止に取り組めます。

令和8年（2026年）7月7日 豊中市長 長内 繁樹